

只見町公告第35号

入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び只見町財務規則（昭和58年3月28日規則第7号）第112条の規定により公告する。

令和5年3月3日

只見町長 渡部 勇夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け
- (2) 貸付場所及び面積（設置台数） 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 貸付期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約締結日から原則1年間とする。
ただし、管理等が良好な場合、協議の上、最長3年まで延長できる。
- (4) 入札方法 入札説明書のとおり

2 入札参加資格

一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令台167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者。
- (2) 公告の日から入札の日まで只見町から入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始申立てがなされていない者であること。
- (4) 指定の期日までに自動販売機設置入札申込書を提出した者であり、只見町物品購入競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 法人格を有する団体又は個人で、町税等の滞納がないこと。
- (6) 清涼飲料水等の販売をしている者で、福島県内に本店及び支店（営業所）を置いている法人又は個人。
- (7) 自動販売機の設置業務において、2年以上継続して管理及び運営の実績を有していること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - ④ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑦ ③から⑥に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札手続に関する問い合わせ先
〒968-0498 只見町役場 総務課 財政係
電話 0241-82-5210 FAX 0241-82-2117
電子メール zaisei@town.tadami.lg.jp
- (2) 物品購入競争入札参加資格申請書類について
下記の只見町ホームページからダウンロードすること。
<https://www.town.tadami.lg.jp/>
- (3) 自動販売機設置入札申込書及び物品購入等競争入札参加資格確認申請書の提出
入札参加者は、自動販売機設置入札申込書及び物品購入等競争入札参加資格確認申請書を令和5年3月17日（金）17時までに、(1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出し、確認を受けること。
- (4) 質疑書の提出期間、場所及び提出方法
質疑書は、令和5年3月10日（金）12時までに、(1)に掲げる問い合わせ先に提出すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
日時：令和5年3月20日（月）13時30分
場所：只見町大字只見字町下2591番地の30
只見町役場町下庁舎 2階中会議室
- (6) 入札書の提出方法
(5)に掲げる日時及び場所に持参し入札会に参加すること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金：免除
- (2) 契約書作成の要否：要
- (3) 入札の無効：第2項に掲げる入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効にする。
- (4) その他：詳細は、入札説明書による。